

## 別表十（七）の記載の仕方

### 1 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

この明細書は、医療法人が措置法第67条（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結親法人である医療法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の99（社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、医療法人が仮決算による中間申告をする場合又は連結親法人である医療法人が仮決算による連結中間申告をする場合にあっては、各欄中、「7,000万円」とあるのは「3,500万円」と、「2,500万円」とあるのは「1,250万円」と、「3,000万円」とあるのは「1,500万円」と、「4,000万円」とあるのは「2,000万円」と、「5,000万円」とあるのは「2,500万円」として記載します。

### 2 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

この明細書は、農地法第2条第3項（定義）に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」といいます。）が措置法第67条の3（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人である農地所有適格法人が令和2年旧措置法第68条の101（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

### 3 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

この明細書は、法人が措置法第66条の11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年旧措置法第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

### 4 特定業績連動給与の損金算入に関する明細書

この明細書は、青色申告法人で措置法第66条の11の2第2項（特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）に規定する特定投資運用業者に該当するものが同条第1項の規定の適用を受ける場合又は連結法人で令和2年旧措置法第68条の95の2第2項（連結法人である特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例）に規定する特定投資運用業者に該当するものが同条第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。